

在宅訪問診療を受けられる皆様へ

在宅医療について

岡野クリニックでは、外来通院が困難な方を対象に、定期的な訪問診療・訪問看護、必要に応じて往診等を行っております。

主な在宅診療の費用算定項目は、以下のようになります。

- ◎ 在宅時医学総合管理料（4,200円または4,500円）
在宅医療を受ける方への、総合管理料です。
毎月1回算定されます。

- ◎ 訪問診療料（1回 830円）
患者様の状態に合わせて、定期的に訪問した時に算定されます。
基本的には月2回の訪問診療ですが、患者様の状態により回数は異なります。

- ◎ 往診（1回 720円～3,020円 時間帯等により異なります）
定期的な訪問診療以外に、病状の変化等により訪問した時に算定されます。
この他に合わせて再診料が算定されます。

- ◎ 訪問看護（1回 560円～660円）
看護師が患者様の健康管理や、排泄ケア・清潔ケア等に訪問します。
介護保険を利用していない場合や、急性増悪時・国で指定されている病気の方は、医療保険の訪問看護になります。
介護保険を利用されている方は、介護保険の訪問看護サービスが優先されます。
その場合は、金額が多少異なります。

- ◎ その他の在宅医療をご利用になる場合は、その管理料等が算定されます。
 - ・在宅酸素療法指導管理料(加算含め 7,680円)
 - ・在宅中心静脈栄養法指導管理料(加算含め 6,250円)
 - ・在宅気管切開患者指導管理料(加算含め 2,400円)

等毎月1回算定

- ◎ 検査料・処置料・注射料等は別途算定されます。
血液検査・超音波検査・褥創処置・薬剤・点滴・注射・訪問看護指示料・診療情報提供料等

◎ 処方せんが出た場合

お薬代は薬局へのお支払いになります。

薬の配達も可能ですので詳しくはお尋ね下さい。

* 金額は 1 割負担の方の金額です。3 割負担の方は 3 倍して下さい。

* 上記は、診療内容の一部紹介です

上記以外にも、診療内容によって算定される項目があります。

* 診療報酬改正等で金額が変更になる場合があります。

介護保険ご利用の場合

◎ 居宅療養指導管理料（月 2 回まで 1 回 290 円）

介護保険をご利用の患者様やそのご家族等に対して、在宅での介護に関する指導管理を行った場合や、ケアマネージャー等への情報提供をした場合などに算定されます。条件によっては、1 回 500 円になる場合もあります。

◎ 訪問看護・訪問リハビリ

介護保険をご利用の方は、介護保険のサービスが優先されます。

岡野クリニックでは、訪問看護サービス・訪問リハビリサービスを行っております。

金額は利用時間・利用回数によってことなりますので、お尋ねください。

* 診療報酬改定で金額が変更になる場合があります。

自費

◎ 交通費

訪問診療や往診時等の交通費は、患者様のご負担になります。

基本的には 1 回 200 円ですが、緊急や夜間往診時には、高くなる場合があります。

また、岡野クリニックから、患者様宅が遠い場合も、高くなる場合があります。

◎ 診断書・健康診断書等

診断書や、デイサービスなどを利用するための健康診断料等は自費になります。

また、保険適応外の注射・物品等も自費になります。

* 自費金額は、変更になる場合があります。

お支払い

在宅診療を受けられる場合は、月に1度のお支払いとなります。

翌月中旬頃に請求書を郵送します。

お支払い方法は以下のいずれかになります。

- ① 指定口座へのお振込み(振込手数料は、別途ご負担頂きます。)
領収証は、翌月の請求書と一緒に郵送します。
- ② 岡野クリニック窓口でのお支払い
窓口で「預かり証」を発行します。領収証は後日郵送しますので、それまでお手元に「預かり証」を保管して下さい。
- ③ 訪問診療時のお支払い
領収証は後日郵送します。おつりが発生した場合は、次回の訪問診療時にお渡しするようになります。

窓口負担について

70歳以上の方 又は 65歳～70歳未満の方で、後期高齢者医療保険にご加入の方には、医療保険の窓口負担に上限が設けられています。

自己負担 1割の方…窓口負担上限 12,000円

自己負担 3割の方…窓口負担上限 44,400円

<保険証以外にご提示頂きたいもの>

- ◎ 「医療限度額適用・標準負担額減額認定証」
医療保険の窓口負担上限が8,000円になります。
- ◎ 「限度額適用認定証」
70歳未満の方でも、申請すると交付され、窓口負担に上限が設けられます。
社会保険等にご加入の方は加入保険組合、市町村国民健康保険の方は市役所等へお問い合わせ下さい。
- ◎ 「特定疾患医療受給者証」
特定疾患に関する医療保険の窓口負担が、外来上限額までになります。
また、介護保険に関しても、サービスによって適用になる場合があります。

◎ 「越谷市重度心身障害者医療費受給者証」

医療保険の窓口負担が免除されます。

但し、社会保険等にご加入の場合は、金額によっては一旦窓口でお支払い後、市役所へ手続きをして、還付される場合があります。

◎ 「介護保険居宅サービス利用者負担額減額(免除)認定証」

越谷市発行の認定証をお持ちの方は、介護保険ご利用分のお支払いが減額されます。

* その他の公費受給者証等をお持ちの方は、ご提示下さい。

治療費の一例

<例1> 月2回の訪問診療・介護保険利用なし

算定項目	点数	1割負担	3割負担
在宅時医学総合管理料	4,200点	4,200円	12,600円
訪問診療(830点×2)	1,660点	1,660円	4,980円
医療保険合計	5,860点	5,860円	17,580円
交通費(200円×2)	—	400円	400円
総合計	5,860点	6,260円	17,980円

<例2> 月4回の訪問診療・2回の夜間往診・在宅酸素利用・介護保険利用あり

算定項目	点数	1割負担	3割負担(70歳以上)	3割負担(70歳未満)
在宅時医学総合管理料	4,200点	4,200円	12,600円	12,600円
訪問診療(830点×4)	3,320点	3,320円	9,960円	9,960円
夜間往診料(2,207点×2)	4,414点	4,410円	13,240円	13,240円
在宅酸素療法指導管理料	7,680点	7,680円	23,040円	23,040円
医療保険合計	19,614点	12,000円 (上限額まで)	44,400円 (上限額まで)	58,840円
交通費(200円×6)	—	1,200円	1,200円	1,200円
居宅療養管理指導料	—	580円	580円	580円
総合計	19,614点	13,780円	46,180円	60,620円